

# 第 10 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 10 月 17 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第10回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月17日（火） 午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所 秋田市役所 正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	11番	三浦宏和
12番	柴田ますみ	13番	佐々木和昭
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		
- 5 欠席農業委員

10番	伊藤洋文	14番	加賀屋慎一
-----	------	-----	-------
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第7 議案第66号 農用地利用集積計画(令和5年度第7号計画)に関する件
  - 第8 議案第67号 非農地証明申請に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田邦子	参事	熊谷勝
副参事	伊藤弘	副参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	勝田茂満
主席主査	石井香代子	主査	幸野善寿
主査	鈴木百愛	主任	佐藤知拡
主任	越前屋麻希子		
- 8 書記

主席主査	勝田茂満
------	------
- 9 議事録署名委員

8番	武藤真作	9番	星容子
----	------	----	-----

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和5年第10回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。10番伊藤洋文委員、14番加賀屋慎一委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席です。総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第10回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、8番武藤真作委員と9番星容子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従い、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2「令和5年度一般社団法人秋田県農業会議会長表彰審査会」および会務報告3「一般社団法人秋田県農業会議第90回常設審議委員会」につきまして、私から報告させていただきます。  【会務報告2、会務報告3の説明】
議長	次に、会務報告4「令和6年度秋田市農業施策等に対する要望書提出」につきまして、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告4の説明】

議 長	次に、会務報告5「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告9「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住 谷 副 参 事)	【会務報告6から9まで説明】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに、日程第4、議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (鈴 木 主 査)	議案書1ページから4ページの6件について、説明いたします。 番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 申請地は譲受人宅に隣接しており、経営面積の拡大を考えていたことから、譲渡人と売買しようとするものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 なお、番号1の譲受人については、この後、日程第7、議案第66号でもご審議いただく案件がございます。 次に番号2および3については、同じ譲渡人から同一世帯の世帯員へそれぞれ贈与となっているため、まとめて説明いたします。 譲受人は[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は財産処分を希望しており、隣接した農地を耕作し経営面積の拡大を考えていた譲受人にこの度、贈与するものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は同一世帯であり農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人の双方ともに年間160日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に、番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は高齢化により経営縮小を進めており、申請地は譲受人宅に隣接し、譲受人が管理していることから、売買をしようとするものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に、番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、

事務局 (鈴木主査)	<p>地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、申請地の近辺に所有農地があり経営規模の拡大を考えていた譲受人と売買をしようとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に、番号6。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>貸出人は所有農地を子である借受人に使用貸借して経営移譲年金を受給しており、この度、使用貸借期間満了に伴い、所有する特定処分対象農地について、利用権の再設定を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、借受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら6件とも、地域との調和要件について譲受人および借受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、番号4について、現地調査を行った伊藤洋文委員から特に問題ないと連絡を受けております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>始めに、番号1について、現地を調査した山上一推進委員から報告を受けた9番星容子委員から報告をお願いいたします。</p>
9番星容子委員	<p>9番星です。10月3日に山上推進委員から連絡を頂きました。私も現地を確認しましたが、何ら問題ありませんでしたのでご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、番号2と3について、現地を調査した鎌田一美推進委員から報告を受けた15番鎌田悦雄委員から報告をお願いいたします。</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>15番鎌田です。10月4日に鎌田推進委員から報告を受けました。何ら問題ありませんとのことでしたので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、番号5について、現地を調査した保坂正真推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いいたします。</p>
17番藤田修委員	<p>17番藤田です。現地確認後、稲刈作業中だった私のところに来て、報告を受けました。何ら問題がないということでしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、番号6について、現地を調査した榎繁和推進委員から報告を受け</p>

議	長	た6番相場堅一委員から報告をお願いいたします。
6番相場堅一委員		6番相場です。10月3日に榎推進委員から連絡があり、何ら問題ないとのことでしたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第64号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案について説明します。議案書の5ページをご覧ください。 番号1。申請人は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。転用事業概要は、農業用施設への自己転用。申請者の住所、土地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、申請人が代表を務める法人において、野菜作付面積の拡大による生産量の増加に伴い、出荷調製を中心とする農業用施設の設置場所を探していたが、地区内で農地以外の適地がなく、法人事務所に隣接する当該地を選定し転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域。農地区分は、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものであり、農地法第4条第6項ただし書に規定する農地の不許可の例外に該当します。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用に関し、資金計画は借入金。過去の転用実績はなし。工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和6年3月31日まで。他法令による許認可の処分は、秋田農業振興地域整備計画変更見込み。土地改良区からの意見書について、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 土地改良区から差し支えなしとなっております。 被害防除について、隣接に対する措置はなし。排水計画について、雨水は自然流下です。 現地は、10月3日に確認をしております。 説明は以上です。

議	長	<p>それでは、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>現地を調査した保坂正真推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いいたします。</p>
7番加藤淳委員		<p>7番加藤です。10月3日に現地確認した保坂正真推進委員から、何ら問題なしとの報告を受けました。その後、私自身も現地を確認し、当事者である[ ]から説明を受けました。別段問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
11番三浦宏和委員		<p>はい。</p>
議	長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
11番三浦宏和委員		<p>11番三浦です。確認のために質問させてください。</p> <p>[ ]の所有者は誰でしょうか。</p>
議	長	<p>事務局、お答えください。</p>
事務局 (勝田主席主査)		<p>申請地の農地の所有者は[ ]さんです。</p> <p>この農地は、[ ]さんと農地中間管理機構である秋田県農業公社の間で中間管理権を設定しており、機構が[ ]に転貸する農用地利用配分計画により契約を締結しているものです。</p> <p>なお、農地法第4条許可申請の対象者について、所有者または利用権設定等により実際に耕作する者であることを確認のうえ申請しております。</p>
議	長	<p>三浦委員、よろしいでしょうか。</p>
11番三浦宏和委員		<p>11番三浦です。</p> <p>最近、私が相談を受けた中で、ある共同施設の地主だった方が亡くなり上物だけが残っている事例がありました。この事例を本案件に置き換えると、土地所有者が[ ]さん、上物は[ ]のものになります。</p> <p>例えば、土地所有者が亡くなったときに、相談事例では上物も農地も土地所有者側が固定資産税を支払っていました。今回は中間管理機構が関わっているから大丈夫だと思いますが、固定資産税の支払い等について所有権者と使用収益権者が合意していることを明らかにする必要があります。</p> <p>農地法第5条であれば譲渡人と譲受人が登場するので明らかだと思うのですが、第4条では申請人だけであり、本案件では土地所有者が登場しません。このことから、所有権者と使用収益権者の合意を明らかにする必要がありますのではないかと思います。</p> <p>少し心配でしたので、質問しました。</p>
議	長	<p>事務局、お答えください。</p>

事務局 (勝田主席主査)	申請書を提出するにあたり、中間管理権を設定している秋田県農業公社から農業用施設の設置に対する同意書を添付いただいております。 また同意書の中で、所有者において現行の賃貸借契約の期間が満了しても、原状復帰をする必要はない旨が含まれております。
議長	三浦委員、よろしいでしょうか。
11番三浦宏和委員	わかりました。
議長	他にございますか。
一同	なし。
議長	それでは、採決に移ります。今回は、秋田県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第64号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	議案を説明する前に、議案書の変更がありますのでお知らせいたします。 議案書6ページの番号2について、取下書の提出がございました。これにより、番号2は削除となりますので、修正くださるようお願いいたします。 それでは、議案について説明いたします。 番号1。譲受人は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。譲渡人は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。施設の概要は、駐車場および資材置場への永年転用。権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、左官・ブロック工事業を営んでいる譲受人は、工事の受注増加に伴い新たに事業用地を取得することとし、自宅兼事務所と既存敷地との間に位置する申請地を選定し、転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域で、農業振興地域内の農用地区域外農地、農地区分は第2種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年11月30日まで。土地改良区からの意見書について、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 土地改良区から差し支えなしとなっております。 被害防除について、隣接する措置は緩衝地緑地を設ける、雨水は自然流下とします。



事務局 (勝田主席主査)	現地は10月3日に確認しております。 なお、番号1について、現地調査を行った荻原豊推進委員から報告を受けた加賀屋慎一委員から、特に問題なしと連絡を受けております。 説明は以上です。
議長	それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
3番鈴木昇委員	はい。
議長	鈴木委員、どうぞ。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。 この写真を見るかぎり、整備されているように見えます。転用許可申請の必要性の有無、何らかのルールや目安のようなものがあるのでしょうか。
議長	事務局、お答えください。
事務局 (勝田主席主査)	説明の前に、本案件について補足いたします。 委員の指摘について、元々、申請地の一部および隣地には他法令に抵触する構造物が設置されており、その構造物を撤去するよう指導を受けていました。その後、指導に従い構造物は撤去しましたが、その際に併せて申請地の整地等を行ってしまったため顛末書を提出させております。 また、転用許可申請の必要性については、法令・運用等と照らし合わせて判断することを基本に、現地調査による地形や状況の確認、農業委員や推進委員からの意見聴取等により、総合的に判断しております。
議長	鈴木委員、よろしいでしょうか。
3番鈴木昇委員	つまり、特段、単純明快なルールのようなものはないようですが、私の地区では、以前、土盛りの高さによる判断について議論したことがあります。 本案件について意見はありませんが、分かりやすいルールのようなものがあればと思い質問しました。
議長	事務局、お答えください。
事務局 (勝田主席主査)	特に現地の状況は様々であり、分かりやすいルールのようなものを説明するのは、難しいところがあると考えます。 今回の案件では、転用許可申請と共に顛末書を提出させる対応をしましたが、今後は同様のことが起きないように努めたいと思います。
議長	鈴木委員、よろしいでしょうか。
3番鈴木昇委員	わかりました。
議長	他にございますか。

一 議	同 長	なし。 それでは、採決に移ります。今回は、秋田県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 議	同 長	異議なし。 異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第7、議案第66号、農用地利用集積計画（令和5年度第7号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (越前屋主任)		はじめに、議案書の訂正についてお知らせいたします。 訂正箇所は議案書11ページ、番号1の1行目、作物欄です。現況地目「畑」に対して作物「水稻」と記載しておりますが、正しくは「野菜」となります。大変失礼いたしました。 それでは、説明に移ります。本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置に基づき、農用地利用集積計画についてご審議いただき、決定を求めるものです。 それでは、所有権移転の1件について説明いたします。議案書は8ページです。この1件は、売買によるものです。 番号1。買い手は、[ ]。売り手は、[ ]。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。 こちらは、議案書1ページ、日程第4議案第63号の番号1に関連して売買を行うものです。 続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は9ページから76ページまでです。 番号1。借り手は、[ ]。貸し手は、[ ]。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計54件のうち、議案書20ページ以降の51件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和5年度第7号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	次に、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
一 議	同 長	なし。 ご質問等がないようですので、採決に移ります。 始めに、所有権移転について採決いたします。この案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決します。</p> <p>はじめに案件3番について採決します。5番関正美委員の退席をお願いいたします。</p> <p><b>【5番関正美委員退席】</b></p>
議	長	農用地利用集積計画、利用権設定の案件3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件3番について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>5番関正美委員の着席をお願いします。</p> <p><b>【5番関正美委員着席】</b></p>
議	長	次に案件26番について採決します。19番佐藤きよ子委員の退席をお願いします。
議	長	<p><b>【19番佐藤きよ子委員退席】</b></p> <p>農用地利用集積計画、利用権設定の案件26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、利用権設定の案件26番について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>19番佐藤きよ子委員の着席をお願いします。</p> <p><b>【19番佐藤きよ子委員着席】</b></p>
議	長	<p>次に、議事参与案件であった案件3番と26番を除いた、1番から54番の案件につきまして、一括して採決いたします。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、案件3番と26番を除いた1番から54番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上により、日程第7、議案第66号、農用地利用集積計画（令和5年度</p>

議	長	第7号計画)に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第8、議案第67号、非農地証明申請に関する件、1件を上程 します。 事務局から説明をお願いします。
事	務	それでは、議案について説明いたします。議案書の77ページをご覧ください。
局	(勝田主席主査)	番号1。申請人は、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 。土地の所在は雄和相川字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 面積は515平方メートル。登記地目は畑、現況地目は山林。事由について、 「昭和58年頃から耕作されておらず、山林化している」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。 申請地は位置図に記載のとおりです。申請地の状況から、番号1は、 「農地法の運用について」の制定について第4の(4)のアに規定される、 「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的 な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられま す。 現地は10月2日に確認しております。 なお、番号1について、現地調査を行った伊藤洋文委員から特に問題な しと連絡を受けております。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問・ご意見等のあるかたはお願いします。
一	同	なし。
議	長	質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のと おり証明することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第67号、非農地証明申請 に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 <p style="text-align: right;">(午後3時終了)</p>